○市が実施する建設工事等に係る入札結果等の公表に関する要綱

平成7年12月25日

要綱第11号

改正 平成19年5月11日要綱第8号

平成24年12月28日要綱第17号

市が実施する建設工事等に係る入札結果等の公表に関する要綱(昭和57年訓令第9号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、太宰府市が実施する建設工事、調査、設計、業務等の委託 及び物品購入の入札結果等の公表に必要な事項を定め、厳正かつ適確な入札の 実施を図り、もって入札参加業者の指導育成及び適正な選定に資することを目 的とする。

(平19要綱8·一部改正)

(公表の対象)

第2条 公表は、設計額250万円を超える建設工事について行うものとする。ただ し、その他の契約については300万円以上とする。

(平24要綱17·一部改正)

(公表の内容及び時期)

- 第3条 入札結果等の公表は、入札結果調書により行うものとする。
- 2 公表は、落札者の決定後速やかに行うものとする。

(平19要綱8・平24要綱17・一部改正)

(公表の方法)

第4条 公表は、該当の契約担当課において閲覧方式により行うほか、市のホームページに掲載して公表するものとする。

(平19要綱8·一部改正)

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年要綱第8号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年要綱第17号)

この要綱は、公布の日から施行する。